

令和7年度鳥取県ひとり親家庭等高等教育進学支援資金 受給申請フロー

令和8年度に大学・短大・専門学校へ進学を希望している県内の高等学校または高等専修学校に在学している生徒（以下「高校生」という。）10名に対し、一人10万円の進学支援給付金を支給する制度を創設しました。

詳細については、資金制度のご案内、募集要項等に記載しております。

その概要については以下のとおりであります。

趣旨にご理解いただくとともに、運用にあたってのご協力をお願いします。

1 応募資格

次の（１）～（３）の要件すべて満たしていること。

（１）大学・短大・専門学校へ進学を希望している高校生であること。

（２）次の①～②の要件のいずれかを満たす生徒であること。

①主たる生計維持者の市町村民税の所得割が非課税世帯のひとり親家庭の高校生

②児童養護施設に措置または里親に委託された高校生

（３）学業が優秀で他の模範となる高校生であること。

応募資格を次のとおり分類します。

上記応募資格の

（１）＋（２）①＋（３）に該当 ＝ ア

（１）＋（２）②＋（３）に該当 ＝ イ

2 応募資格別の申請者

ア・・・市町村民税の所得割が非課税世帯のひとり親家庭の保護者又は法定代理人

イ・・・児童養護施設の施設長、里親

3 申請書類と手続きフロー



※詳細は鳥取県社会福祉協議会鳥取県ひとり親家庭等高等教育進学支援資金給付希望者募集要項をご覧ください。